

令和4年第11回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和4年11月25日(金)
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時38分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(10人)
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ⑤松生 朋広
⑥澤田 稔 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)
⑦山本 泰夫
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(2人)
⑬梶谷 武史 ⑭岡田 耕一
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(10人)
⑮岡田 信夫 ⑯村田 清二 ⑰森田 三男 ⑱悦永 秀雄
⑲南 邦夫 ⑳芝田 俊幸 ㉑三宅 一徳 ㉒稲農 幹夫
㉓瀬戸 明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農用地利用集積計画について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 5番 松生委員 9番 山上委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 ご案内の時間より早いんですが、今日出席の方全員おそろいなので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。7番、山本委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員さんは10名でありますので、過半数を超えておりますので、本日の委員会が成立していることを報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長： どうもありがとうございました。
それでは、本日の議件についてご案内いたします。
 - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - ・議案第3号 農用地利用集積計画について

・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお
願いたします。

議 長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、5番 松生委員、9番 山上委員を指名します。

では、会議を始めます。

ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題
とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

申請地は〇〇町の田4筆で、面積は20,656㎡です。

位置図につきましては、次の3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりでございます。

譲受人の申請事由は、労力不足による譲渡を希望されております。譲受
人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転と
なっております。

譲受人の経営面積は当該申請による315aで、当該地区の下限面積、こ
れは30aとなっておりますが、これを満たしているものでございます。

説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

引き続き、担当委員さんのご意見を伺います。〇〇委員さん。

岩城委員 譲渡人の〇〇さん、この方は高齢によりもう田んぼができないとい
うことで、若い〇〇さん、大規模にやっております。この方との話合いで売買
が成立しております。特に問題ございません。

議 長 ありがとうございます。

担当委員さんはご異議なしということなんですが、ほかに何かご意見ご
ざいませんか。

全 委 員 なし。

議 長 よろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決
定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見
決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

整理番号1番でございますが、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は678
㎡です。

位置図につきましては、次のページの5ページを確認ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、これは無償譲渡——寄附なんですけれども——による所有権移転となっております。

転用目的は、農作業倉庫にするための申請となっております。

申請地は、農用地、俗にいう青地に位置しておりますが、令第4条第1項第2号イの農業用施設に供するものでありますので、不許可の例外に該当すると判断しております。

なお、農業振興地域計画の用途変更は、今月、公告を経て県に書類提出しております。また、土地改良区と生産組合の同意を得ております。

次に、整理番号2番です。

整理番号2番の申請地は〇〇町の畑5筆で、面積は281.3㎡です。

位置図は6ページをお願いいたします。

また、7ページのほうに計画の概要が記載されておまして、開いた上部のほうで赤で囲まれたところが申請地となっております。

また、皆さんのお手元に、ちょっと小さいんですがA4判で駅周辺整備に関する航空写真のほうをお渡ししてありますので、そこも囲ってありますので、その部分ですよということを記載してございます。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、これは売買による所有権移転でございます。

転用目的は、現在進められております駅周辺整備、これの農地を含めた1,491.88㎡を駐車場にするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で、近隣商業地域に指定された都市計画区域であることや、〇〇駅から300m以内に位置するということで、第3種農地ということで判断しております。

説明は以上です。

議長 では、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、事務局。

事務局 担当委員からは、特に問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議長 整理番号2番、〇〇委員さん。

桝谷委員 先日、都市づくり推進室に行って確認したところ、特に問題ございません。

議長 整理番号1番、2番、担当委員さんにご異議なしということですが、ほかに委員の皆様、御意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議なしと認め、原案どおり県に上申することに決定いたします。次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」御説明します。議案書10ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田82筆の設定があり、合計面積は178,511㎡です。

権利設定期間別に見ますと、6年が1筆で、10年以上が81の権利設定となっています。

申請件数は、貸し手農家が32件、借り手農家が16件となります。

各筆明細の一覧は、議案書11ページから15ページに記載しております。

申請件数は35件で、新規設定が26件、再設定が9件となります。

なお、No.29からは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございました。議案第3号について何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書16ページをご覧ください。

解約される農地は30筆で、面積は61,839㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より報告第1号について報告がございました。何かご意見ございませんか。

委員 大した話じゃないんですけども、8番、同じ〇〇さんになっているんですが、これはこれでいいんですか。

事務局 8番につきましては、経営移譲の年金取得者でございまして、お父さんが。〇〇さんが〇〇さんと利用権設定していたんですが、お父さんが亡くなられて経営移譲の年金該当者でなくなったということで、〇〇さんの権利設定を解除するという旨の解除でございまして。

経営移譲やと、お父さんの名義になっているものをそのままお父さんが経営しているような形になると、年金がもらえなくなってしまうものだから。

委員 登記上は、まだなつとらんということか。亡くなったけれども、登記は
まだなつとらんということなんで、解除だけした。

事務局 登記といますか。

委員 亡くなったのは誰。

事務局 亡くなったのはお父さん。年金をもらっておいでた方が亡くなられた。

委員 一応解除だけしたというだけか。

委員 ○○さんって誰。お父さんでないやろう、息子さんやろう。

事務局 ちょっとお待ちください。

委員 実際に耕作しておいでたのはどなたですか。

事務局 ○○さんやね。

委員 ○○さんは所有者なんですか。

事務局 すみません。一旦、確認させていただいてよろしいですか。違ったこと
も言えんもんですから。

委員 後で調べておいて。本人、本人というのはちょっとおかしいなと思った
ので。

議長 8番の○○さんについては、次回、調べて、また報告をお願いします。

事務局 分かりました。

委員 権利設定のほうで、もと誰が作っておいでただけでないかなと思うん
ですけど。まあいいです。また調べて。

事務局 はっきりしたことが言えんもんですから、次回までに調べて報告させて
いただきます。

議長 ほかに、8番以外に何かございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は報告どおり承認することに決定いたします。
以上で本日の全審議が終了しました。
ここで一旦委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人